

発議第 11 号

主要地方道松戸野田線の流山市域における新川耕地の4車線化等の
渋滞対策を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年10月6日提出

提出者

つくばエクスプレス沿線整備

と新川耕地・周辺特別委員長 岡 明彦

主要地方道松戸野田線の流山市域における新川耕地の４車線化等の渋滞対策を求める意見書

主要地方道松戸野田線は、昭和５２年に開通した旧松戸野田有料道路で、平成１９年度に無料化されて以降、市街地を通過する旧県道松戸野田線のバイパス利用として、交通量が増加している。

千葉県には、令和４年８月２９日の千葉県知事による現場視察を経て、令和７年度に野田市今上交差点の左折レーン延長工事が行われたことは大いに評価する。

沿道に日本最大級の巨大物流施設が稼働したことで、周辺地域も含め事業所の進出や土地利用が活発化し、流山市が含まれる松戸県税事務所管内の事業税や不動産取得税の増加は県内でも大きく、県税収入増加要因の一つとなっている。

しかし、物流施設稼働により大型車両を中心とした、更なる交通量の増加により渋滞が常習化していることから、交通の円滑化を図り、地域が更なる千葉県の発展に寄与できるよう、交通容量の拡大のため主要地方道松戸野田線の流山市域における新川耕地の４車線化を含む渋滞対策を求める。

令和８年１０月６日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県流山市議会

発議第 12 号

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年10月6日提出

提出者

流山市議会議員 岡 明彦

賛成者

流山市議会議員 桑畑 伴子

// 戸辺 滋

// 野村 誠

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（MCS）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、政府においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

1 全国的な疫学調査・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

2 客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

3 公共施設や学校等における環境対策と「香害」啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良への配慮について、5省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。

4 就労・就学現場における「合理的配慮」の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者および教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

5 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

6 発症メカニズム解明および治療法確立への研究支援強化

発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年10月6日

衆議院議長	森 英介	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
文部科学大臣	関 芳弘	様
厚生労働大臣	上野 賢一郎	様
経済産業大臣	赤澤 亮正	様
環境大臣	笹川 博義	様

千葉県流山市議会

発議第 13 号

女性天皇も認められる皇室典範再改正を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年10月6日提出

提出者

流山市議会議員 おだぎり たかし

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// 植田 和子

女性天皇も認められる皇室典範再改正を求める意見書

2026年6月30日政府は、「皇室典範等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、7月17日参議院本会議で可決・成立したが、女性天皇を認めないなど課題を多く残している。

いっぽう国内世論では「女性天皇容認に賛成81%、反対16.1%」（共同通信社、今年7月）、「女性天皇に賛成61%、反対9%、どちらとも言えない29%」（毎日新聞、今年3月）となった。また日本国憲法第1条では、天皇の地位は「主権の存する国民の総意に基く」とされている。

よって皇室典範等の一部を改正する法律は、日本国憲法の精神と条項に基くとともに、国民世論に立脚した皇室典範への再改正を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年10月6日

衆議院議長	森 英介	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
内閣官房長官	木原 稔	様

千葉県流山市議会

発議第 14 号

核兵器禁止条約第1回締約国会議へのオブザーバー参加を求める
意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年10月6日提出

提出者

流山市議会議員 高橋 あきら

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 植田 和子

// おだぎり たかし

核兵器禁止条約第1回締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書

核兵器は、ひとたび使用されれば、無差別に多くの人々の生命と暮らしを奪い、放射線による深刻な被害を長期にわたってもたらす、極めて非人道的な兵器である。広島・長崎の原爆被害を経験した世界で唯一の戦争被爆国である日本には、被爆者の苦しみと核兵器の惨禍を世界に伝え、核兵器廃絶の世論を高める先頭に立つ歴史的な責務がある。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発、保有、使用、使用の威嚇などを包括的に禁止する国際条約であり、核兵器のない世界を実現するための重要な国際的枠組みである。締約国は100か国を超え、核兵器廃絶を求める国際的な流れは着実に広がっており、多くの自治体や市民社会が条約への参加を求めている。

よって流山市議会は、政府として本年11月に開かれる締約国会議にオブザーバーとして参加し、核兵器禁止条約の署名・批准に着手することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年10月6日

衆議院議長	森 英介	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
内閣官房長官	木原 稔	様

千葉県流山市議会

発議第 15 号

殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年10月6日提出

提出者

流山市議会議員 乾 えり

賛成者

流山市議会議員 高橋 あきら

// 植田 和子

// おだぎり たかし

殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書

日本国憲法第9条は、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定め、戦後日本は「専守防衛」と「平和主義」を国是として歩んできた。その具体的実行の一つとして、事実上、武器輸出を禁止し、国際社会において「武器を輸出しない平和国家」として信頼を築いてきた。

しかし近年、政府は防衛装備移転三原則及びその運用指針の見直しを行い、殺傷能力のある武器を含む防衛装備品の輸出も原則可能とした。これにより、日本製の武器が海外の武力紛争で使用され、人命を奪う事態を招きかねない。

武器輸出の拡大は、国際紛争の平和的解決という日本の基本方針と相容れず、憲法第9条の趣旨にも反するものであり、国民の多数が望む平和国家としての歩みを損なうものになりかねない。

よって本市議会は、国に対し、殺傷能力のある武器の輸出を禁止し、日本が再び「武器を輸出しない国」として、国際社会に貢献するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年10月6日

衆議院議長	森 英介	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
外務大臣	茂木 敏充	様
経済産業大臣	赤澤 亮正	様
防衛大臣	小泉 進次郎	様
内閣官房長官	木原 稔	様

千葉県流山市議会

発議第 16 号

最低賃金の大幅引き上げを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年10月6日提出

提出者

流山市議会議員 おだぎり たかし

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// 植田 和子

最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

今、大手企業も、労働組合も「賃金引き上げ」が必要と捉え、様々な努力が進められている。本市議会でも２０２３年第４回定例会で「最低賃金のさらなる引き上げを求める意見書」を可決し、政府の取り組みを応援してきた。

しかしながら、物価上昇に賃金が追いついていない状況は改善しておらず、いまだ日本の実質賃金は４年連続マイナスとなっている。また経済的理由も背景の一つとなっている出生率も過去最低を更新しており、今後ますます人手不足は顕著となり、地方経済への大きなダメージとなりかねない。

いまこそ、最低賃金法の目的「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を全面的に活かした施策を拡充することが重要である。

そこで政府及び国会に対し、以下のことを求める。

記

- 1 全国一律で、最低賃金１，５００円を早期に実現するとともに、さらなる賃上げを図り、国民の生活水準の向上に寄与すること。
- 2 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への助成措置を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを作ること。
- 3 福祉・医療・介護などに適用されている公定価格を改善し、ケアワーカーの担い手不足解消を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２６年１０月６日

衆議院議長	森 英介	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
財務大臣	片山 さつき	様
経済産業大臣	赤澤 亮正	様
内閣官房長官	木原 稔	様

千葉県流山市議会

発議第 17 号

データセンター建設に必要な規制とルールの制定を求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年10月6日提出

提出者

流山市議会議員 乾 えり

賛成者

流山市議会議員 高橋 あきら

// 植田 和子

// おだぎり たかし

データセンター建設に必要な規制とルールの制定を求める意見書

人工知能（ＡＩ）の急速な発展に対応するため、日本のデータセンター（以下、ＤＣ）サービスの市場規模は２０２５年約４兆円規模となり、今後さらなる拡大が想定される。

いっぽう県内白井市をはじめ全国的に、ＤＣ建設をめぐり、地域の暮らしへの影響を懸念し、また環境保全を求める立場から住民運動も起きている。

その背景には、建築基準法で「事務所等」としか分類されておらず、実際の稼働に伴う騒音、電解液に引火性があるリチウムイオン蓄電池からの火災、非常用発電機の燃料用重油の洩れ事故などが十分想定されていないからである。また、二酸化炭素（ＣＯ２）大量排出、排熱、大量の冷却水の使用などが伴うにもかかわらず、環境影響評価法（アセス法）の適用対象外ともなっている。

実態とかけ離れながら、立地規制のない現行法令に加え、更なる規制緩和では、住環境・自然環境への影響も避けられない。

よって国会及び政府に対し、建築基準法及び環境影響評価法を見直し、稼働実態や付随施設を含めＤＣ建設に向けた必要な規制及びルールを早急に制定することを求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２６年１０月６日

衆議院議長	森 英介	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
経済産業大臣	赤澤 亮正	様
国土交通大臣	井林 辰憲	様

千葉県流山市議会